

生駒市規則第 15 号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 5 月 11 日

生駒市長 山下 真

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成 5 年 12 月生駒市規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 4 項」を「第 6 項」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 4 項」を「第 6 項」に改め、同項第 1 号中「第 7 条第 3 項各号又は第 6 項各号」を「第 7 条第 5 項各号又は第 10 項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。